

主体別の保育料軽減制度について(令和5年4月1日時点)

子育て王国課

主体名	軽減内容	第1子	第2子	第3子以降	備考
国	子ども・子育て支援法施行令第13条による軽減制度 同時在園児のみに適用(低所得世帯除く)		1／2	無償	H28.4より、低所得世帯については、多子カウント撤廃 H29.4より、第2階層の第2子については無償 R元.10より、3歳以上児については無償
県	保育料無償化等子育て支援事業 ・第3子以降保育料無償 ・第2子保育料無償(低所得世帯で同時に在園の場合のみ) ⇒上記を実施する市町村に対し補助 (負担割合)県1／2、市町村1／2		一部無償	無償	H28.4より低所得世帯で同時に在園の場合の第2子保育料無償化を実施
鳥取市	第3子保育料無償 第2子保育料無償又は1/5又は1/2(同時に在園の場合のみ)		無償、1／5 又は1／2 (同時に在園の場合のみ)	無償	H28.4より同時に在園の第2子1/5 R元.10より同時に在園の第2子 ・第1子が3歳以上児の場合1/2 ・第1子が3歳未満児の場合1/5
米子市	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時に在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
倉吉市	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時に在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
境港市	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時に在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
岩美町	第3子保育料無償 第2子保育料無償又は1/2(同時に在園の場合1/4)		無償、1／2又は 1／4	無償	H28.4より第2子1/2
若桜町	中山間地域無償化モデル事業を実施	無償	無償	無償	H26より完全無償化
智頭町	中山間地域無償化モデル事業を実施	無償	無償	無償	R4.4より完全無償化
八頭町	中山間地域無償化モデル事業を実施		無償	無償	H28.4より中山間制度に移行し、第2子無償化を実施
三朝町	中山間地域無償化モデル事業を実施		無償	無償	H27.4から第2子無償化
湯梨浜町	第3子保育料無償 第2子保育料無償又は軽減		無償又は軽減	無償	H28.4より第2子を軽減
琴浦町	第3子保育料無償 第2子保育料無償	3人以上同時に在園の場合無償	無償	無償	H28.4より第2子無償化
北栄町	第3子保育料無償 第2子保育料1/2又は無償(低所得世帯で同時に在園の場合のみ)		無償又は1／2	無償	H30.4より第2子1/2
日吉津村	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時に在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
大山町	中山間地域無償化モデル事業を実施		一部無償	無償	R4.4より2歳児無償化
南部町	第3子保育料無償 第2子保育料無償(低所得世帯で同時に在園の場合のみ)		一部無償	無償	県制度と同じ
伯耆町	第3子保育料無償、 第2子保育料1/3又は無償(低所得世帯で同時に在園の場合のみ)	3人以上同時に在園の場合のみ1／3	1／3又は無償	無償	H28.4より第2子1/3
日南町	中山間地域無償化モデル事業を実施	無償	無償	無償	H28.4より完全無償化
日野町	中山間地域無償化モデル事業を実施	無償	無償	無償	R2.4.1より完全無償化
江府町	中山間地域無償化モデル事業を実施	無償	無償	無償	H27.9から完全無償化

※H28.4より全ての市町村で、第3子以降無償化と低所得世帯の第2子無償化(第1子と同時に在園の場合)が実施されている。

※R元.10より国の制度により3歳以上児の無償化が実施されている。

※軽減内容欄に「中山間地域無償化モデル事業を実施」と記載のある町は、別の県制度(負担割合:県1／2、市町村1／2)を活用し独自に無償化等を実施。

それ以外の市町村で、備考欄に「県制度と同じ」と記載のない市町村は、県制度に加え市町村独自軽減等を実施。